

## 職場の声を要求書で提出!

組合は去る12月22日、2008年度の団体交渉要求書を提出し、大学側に交渉を申し入れました。

前回の要求書('07.12.6)でも申し入れていた「所定労働時間の8時間から7時間45分への短縮の要求は、国家公務員で同様の人事院勧告も行われるなど実現の可能性があります。この時間短縮については、常勤職員・契約フルタイム職員だけでなくパート職員にも時間給の増という形で均衡ある待遇改善が必要になってきます。要求書には、大学院負担が正当に評価されていない大学院調整額の問題、広島大学病院「たんばぼ保育園」職員の直接雇用の問題、労働基

準監督署に指摘された労働時間管理と時間外労働協定の問題など緊急かつ進行中の問題も含まれています。

その他、前回までの交渉で十分に深められなかった項目についても、それぞれ職場支部での集会、討議、アンケート活動などを通して職場で共有することを重視しました。

議論の中で組合書記局にお寄せいただいた投書も慎重に検討し要求討議の参考にさせていただきました。ありがとうございました。これから大学側との交渉を行います。さらにみなさまの声を組合にお寄せいただき、組合に力をお貸しください。組合へのご加入が一番の声援となります。

### 要求書(全50項目)

1. 所定労働時間を1日7時間45分、週38時間45分とすること。
2. 契約パート職員の本給を常勤職員及び契約フルタイム職員の時間単価増額分、増額すること。
3. 地域手当を増額し、広島市6%広島市以外3%とすること。
4. 助教の本給表を新設すること。
5. 大学院調整額は大学院担当所属の教員全員に調整額2を支給すること。この問題が解決されるまでは、大学院調整額の支給についての「暫定措置」を継続すること。
6. 昇給・昇格、勤勉手当、特別手当の評価基準を可視化・適正化すること。特別手当は適正な支給を行えないので廃止すること。
7. 昼休みを適正に取得させること。交替制勤務の職場、窓口対応を要する職場で昼休みを取得できない現状を改善すること。
8. 育児短時間勤務制度を早急に導入すること。
9. 時間外労働及び休日労働に関する労使協定(36協定)は以下の点で改定を行うこと。
  - (1) 特別時間外労働の要件を厳格にし、限度時間は延長するのではなく縮減すること。
  - (2) 契約パート職員の労働時間が1日8時間を超えた場合の規定を設けること。
  - (3) 「教員については、原則として時間外労働及び休日労働を命じないものとする。」との文言を削除すること。
10. 労働時間の適法な管理をあらためて徹底すること。
  - (1) タイムカードやICカード等、客観的な方法による労働時間把握を行うこと。
  - (2) 看護師および医療職員の更衣時間を労働時間と認めること。その他、更衣が必要な職員にも適法に労働時間と認めること。
  - (3) 研修会、FD等への出席を業務と認めること。
  - (4) 各種研修会は内容と対象を明確にし、任意か否かも明示すること。かかる明示以外にも管理者から参加を促した場合は業務と認めること。
  - (5) 新人教育にかかる時間をすべて労働時間とすること。
11. 年次有給休暇を完全な取得を励行すること。年次有給休暇の取得状況を調査し、少なくとも年間15日以上有給休暇の取得をはかること。年休消化率を、組合および安全衛生委員会に報告すること。
12. 休日出勤については、休日振替制度か休日割増賃金を教職員が選択できるようにすること。
13. 教員任期規則に反する教員の短期雇用を行わないこと。
14. 任期付き教員を再任しない場合、広島大学の責任で再就職先を斡旋すること。再就職先が確保されない場合、広島大学で雇用すること。
15. 契約一般フルタイム職員を常勤職員とすること。
16. 契約職員の雇用期間は、職員の希望に応じてできる限り長くすること。
17. 契約職員(フルタイムおよびパート)の上限号俸を解消し少なくとも1号俸分延長すること。
18. 契約職員(フルタイムおよびパート)に勤続年数に応じた退職金を支給すること。
19. 契約パート職員の所定労働時間は、職場実態に合わせて1日7.5時間も選択できるようにすること。
20. 契約パート職員に一時金を支給すること。
21. 学内登用試験の配点・判定基準を公表すること。学内登用試験は、契約職員に周知し実施すること。
22. 契約職員への研修の機会を平等に保障すること。
23. 技術系の契約職員および図書館業務に従事する契約職員にも常勤職員への転換制度を整備すること。
24. 平成13年に日々雇用職員から時間給職員に切り下げられた者に対し、切り下げによって生じた不利益の補償を行うこと。
25. 残業を縮減するため、全学的に業務を見直し人材を適材適所に配置すること。
26. サービス残業が恒常的になっている職場(特に霞キャンパス)を至急改善すること。自己申告制の下でも時間外労働を正確に申告できるよう職場環境を改善すること。
27. 定年制については、全職種で定年延長を基本として制度設計をやり直すこと。定年延長によっても、現在よりも退職金支給額と在職職員全体の昇給ペースを不利益に変更しないこと。
28. 契約専門職員制度を定年後の「天下りポスト」のように用いないこと。
29. 常勤職員と契約職員とで格差のある定年後の再雇用賃金を均等・平等にすること。
30. 教職員の通勤に関しては、東広島キャンパスのゲートパス代の徴収をやめること。霞キャンパスの教職員用駐車スペースの改善を行うこと。
31. 東広島キャンパスの各バス停での安全確保のため照明を設置すること。または関係各所に要請し設置を実現させること。
32. 教員の研究時間確保のため、裁量労働制適用下でも、授業・会議・診療による拘束時間が暦週20時間を超える場合は、時間外割増賃金を支払うこと。
33. 学内非常勤講師手当を復活し支払うこと。
34. 基盤研究費を削減しないこと。
35. 附属学校再編統合について現在の状況を説明すること。構成員の意見・要望の聴取を行うこと。
36. 一年単位の変形労働時間制のもとでも実労働時間の把握を行い、教職調整額に含まれる時間を越える時間外労働に対し、割増賃金を支払うこと。
37. 非常勤講師を増員し教諭の過重業務を軽減すること。
38. 附属学校設備について必要箇所の改修・改善を行うこと。
39. 教諭の人事評価は、客観性、透明性、公正を確保する基準を示すこと。評価結果と給与・処遇との連動については組合との交渉をつくすこと。
40. ハラスメント相談体制について、規則等改正やガイドライン見直し状況について随時、進捗状況を説明すること。
41. ハラスメント相談室に(1)専門資格のある(2)専任のカウンセラーを(3)任期を定めなくて置くこと。
42. 任期付常勤職員(医療職・看護職)は、当初の任期満了後、更新することなく常勤職員とすること。
43. 夜勤手当の改善を行うこと。深夜交替勤務時の交通費を全額支給すること。
44. 職務上必要とされる勉強会、委員会、病棟会、その準備にかかる時間は労働時間とすること。
45. 看護師の夜勤回数を1人あたり月8回以内とし、未就学児の保護者および55歳以上の看護師に夜勤をさせないこと。
46. 夜勤入り、夜勤後の休日を週休にカウントしないこと。
47. 光学診療科・放射線科等の夜間検査時の看護師配置体制を適正化すること。
48. 裁量労働制を選択している教員にも診療時間に対しては時間外労働手当を支払うこと。
49. 広島大学病院保育園「たんばぼ保育園」を広島大学病院が直接運営し、現在「たんばぼ保育園」で働いている全職員を直接雇用すること。職員の労働条件は現在よりも改善すること。
50. 学長選挙はすべての教職員に選挙権を与え、上位2名の候補者による決選投票を行うこと。